

別紙

新青森太陽光発電所建設事業に係る
環境影響評価方法書についての意見の概要

(1) 意見書提出者

3名

No.	意見	事業者の見解
1	<p>新青森太陽光発電所建設事業における環境等への影響だけでなく、すでに稼働している隣接の太陽光発電とあわせての環境への影響が懸念されるので、全体としての環境影響評価が必要。そういう観点からの環境影響評価準備書にする必要がある。</p>	<p>太陽光発電が隣接地で稼働している状態での現況について、方法書に記載した調査範囲、調査方法で調査し、その結果に今回の事業計画を照らし合わせ、環境への影響を予測評価いたします。</p>
2	<p>稼働中の隣接の太陽光発電所の場合は、無届のまま乱開発され、開発行為の中止がかけられたといういわくつきの土地で、広大な森林が伐採され、裸地のまま放置されていたところに、太陽光発電のパネルが設置されたという経過があります。伐採・造成された時と太陽光パネルが設置された時、二度も深刻な土砂流失と粉じん被害が発生したところです。</p> <p>このような被害を完全に防ぐ対策を取ることなしに地域住民の不安は払しょく出来ず、理解は得られないものと思います。(夜間、休日など作業をしていない時でも粉じんは、飛びますが、散水を続けることが出来るのか)</p>	<p>土砂流出や粉じん被害が発生しないように、今後、現地調査結果を参考としながら、工事計画の詳細を検討する予定です。</p>
3	<p>調整池をいくら作っても、土砂の混じらないきれいな水だけ流すようにするための対策をあきらかにすることが肝心です。</p> <p>排水先が土筆川や既存の水路となっていますが。現在でも大雨や雪解け時期には洪水になり、通行できないなどの水害が発生していますので、排水先は既存の用水路などは使えないものと考えて新たな排水先を確保すべきである。</p>	<p>事業地内の土質沈降試験、排水先の河川や既存水路の流下能力の調査結果を基に調整池の詳細設計を行ないます。また、既存の水路の状態では不十分な場合は、水路の整備も計画しております。</p>
4	<p>大規模な土地の改編や伐採が行われると、森林等が保有している災害防止機能等が低下される恐れがある。森林伐採と土地造成をして、何万枚のパネルを並べることになるのか。伐採の数とパネルの数を明記すべきである。</p>	<p>森林の伐採面積及び太陽光パネルの設置枚数は、準備書において明記します。</p>

No.	意見	事業者の見解
5	<p>最近、森林を伐採しての太陽光パネルを設置する発電は規制していくという方針を打ち出している自治体が増えてきている。大規模な森林伐採をとらえれば、景観や自然環境に甚大な影響を与える事業が環境にやさしい自然エネルギーとは言えないとの考えが定着してきていることを受け止めるべきである。</p>	<p>青森県環境影響評価条例の手続きにより、環境影響評価結果を事業計画に反映させ、環境への影響を低減するように配慮していきます。</p>
6	<p>木の伐採によって山の保水力が失われ、泥水や散布する除草剤が大量に流出することは、農業のみならず、新城川がそそぎこむ海では、ホタテをはじめとする漁業で生計を立てている漁業者もおり、近隣の漁業への影響も懸念されています。除草剤を使わずに、事業区域を管理していく方法を明記すべきである。</p>	<p>濁水が既存の河川や用水路に流出しないように工事中においては仮沈砂池(濁水防止設備)を設置するとともに施工後は防災調整池を設計、施工することにより環境への影響を低減するように配慮します。また、除草剤を使わずに事業区域を管理する方法を今後検討します。</p>
7	<p>太陽光パネルには有害な物質が含まれていると言われていています。経験したことがないほどの豪雨や突風・たつまきなどがどこに発生してもおかしくない状況が続いている中で、パネルが壊され、飛び散る惨事も発生しています。車が走行中の国道や住宅地に暴風とともに飛んでくるパネルの危険をどう防ぐのか。</p>	<p>施設管理においては、定期的に機器点検業務を実施するとともに、施設内巡回作業を含めて安全対策には、万全を期します。</p>
8	<p>管理事務所を事業区域内に設置しないから生活排水は発生しないなどとしているが、管理事務所なしで、突風などでパネル等が破損した場合、速やかに対処できるのか。</p>	<p>事業区域内には管理事務所を設置しません。速やかに対処できるように、青森市内の企業に住民の安全・安心を第一の目的に施設の管理を委託する予定です。</p>
9	<p>事業終了後に適切な撤去と処分を行うための費用を想定しているのか。また、発電施設が不要となった場合は速やかに原状回復すること。</p>	<p>事業終了後のソーラーパネル等については有効利用を検討中であり、現時点では撤去と処分を行う費用は想定していません。また、事業を継続していくことを想定しているため、発電施設が不要となった場合のことについて、現時点では考えておりません。</p>
10	<p>土地付き太陽光発電として売り出すなど、投資の対象として事業を行なうのでないと言う事を、はっきり明記して欲しい。</p>	<p>本事業の目的は、弊社として低炭素社会の実現に貢献するために「太陽光発電所の建設」を行うものです。ご理解の程、宜しくお願ひします。</p>

No.	意見	事業者の見解
11	<p>積極的な情報公開と万全な環境保全、住民の合意なしの事業、は認められない。</p>	<p>今後の調査・予測結果については、青森県環境影響評価条例の手続きによる縦覧等で情報公開する予定です。また、今後も住民合意のため、事業説明を継続していきます。</p>
12	<p>事業の目的を「再生可能エネルギーの導入促進への寄与及び、低炭素社会の実現に向けた事業を推進し、温室効果ガスの削減に貢献すること」としていますが、現在の電力の需給状況をどう判断しておりますか？</p> <p>原発が全停止した状況でも日本の電力は不足しておりませんでした。これ以上の電力開発は不要であり、原子力発電の撤廃・0を前提とする太陽光発電には大賛成するものです。</p>	<p>原子力発電の削減は、温室効果ガスを発生する火力発電等の比率が多くなると考えられます。太陽光発電はこの火力発電等に代わる温室効果ガスを発生しない低炭素社会の実現に向けた事業と考えております。</p>
13	<p>私は、青森市史「自然編」の編集に長年携わりました。</p> <p>その中で、青森市街地の環境は、里山がほとんど無くなっていること、そして、多くは土壌業者の物置場となっています。</p> <p>また、新城山田の天田内水源保護内には、45ヘクタールの森林が、無届け伐採され、すでに太陽光発電が行われており、雨天時は、新城川に褐色の土砂が流れています。更に今度は、その隣接地に、116ヘクタールの太陽光発電計画が為されています。太陽光発電の量は、約59MWもの発電をするという巨大計画です。私は、これでは自然環境の大破壊となり、取り返しがつかないことになると考えています。</p> <p>新城川の上流は、大滝沢川、大袋川で多くの溪流性の水生動物、数種のプラナリアやイワナ、サワガニ等も生息し、多くの貴重な水生昆虫やトンボ類生息しています。それが降下し、生息する貴重な河川です。</p> <p>太陽光発電は大事なことですが、他の場所で行ってください。</p>	<p>方法書に記載の調査地点、調査方法で現地調査を行い、現地調査結果を踏まえて、環境への影響を予測及び評価し、環境保全措置により影響の低減に努めます。</p>